

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付のお申込みができます。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付が両方とも終了していること

イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)から令和3年3月末日まで受付

※申請前に自立相談支援機関の支援を受ける必要があります。

日光市生活相談支援センター（自立相談支援機関）

電話：0288-25-3109

住所：日光市今市本町1番地 日光市役所1階 社会福祉課内

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝日は除く）

※申請及びお越しいただく場合、必ず事前にご連絡下さい。

※申請する際には、窓口での面談が必要となります。（※原則郵送申請不可）

- 再貸付には審査があります。審査の結果、貸付できない場合があります。
- 現在、生活保護を受給している世帯は対象となりません。
- 申込先は、現在お住まいの市町の社会福祉協議会となります。
- 本状が届いても、対象世帯に該当しない場合があります。

問合せ先 日光市社会福祉協議会 日光市鬼怒川温泉大原2-6 ☎25-3070

今市支所	今市本町1	☎21-2759	※申請及びお越しいただく場合、必ず事前にご連絡下さい
日光支所	花石町1942-1	☎54-2143	
藤原支所	鬼怒川温泉大原2	☎25-7576	受付時間：月～金 8:30～17:15 （土日祝日は除く）
足尾支所	足尾町赤沢3-23	☎93-0002	
栗山支所	黒部54-1	☎97-1188	

再貸付までの主な流れ

ステップ1

市町内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

市町内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申込書、借用書、自立相談支援機関での相談時に作成する状況確認シートの写しをご提出いただきます。

また、居住地や世帯に変更がある場合は住民票、振込口座を変更する場合は通帳の写しが必要です。

その他、対象世帯の確認のため、既に借りている緊急小口資金と総合支援資金の借用書等(入金を確認できる通帳、貸付決定通知などでも可)をお持ちください。

なお、市町社会福祉協議会や自立相談支援機関において収入状況の確認をさせていただくことがあります。

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 1回目の送金は、3月15日(月)以降の毎週月曜日に、順次行います(栃木県社会福祉協議会で申請書類を受理してから4週間程度かかる見込み)。

2回目以降の送金についてはホームページ(<https://www.tochigikenshakyo.jp/>)でご案内します。なお、個別の審査結果や送金予定日のお問合せはご遠慮いただきますようお願いいたします。また、決定通知等の発送も送金日以降となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

Q4 借り受けたお金の返済方法はどのようになりますか？

A 最終送金の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

なお、総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。